

添付資料

1. 里庄町一般廃棄物処理基本計画（答申）までの経緯 1
2. 用語集 8

1. 里庄町一般廃棄物処理基本計画(答申)までの経緯



【里庄町廃棄物減量等推進審議会での審議経過】

年月日	内容
令和6年9月24日	第1回審議会 ●審議会の役割 ●委嘱状交付 ●議 事 ①会長・副会長選任 ②諮問書交付 ③一般廃棄物処理基本計画の改訂について ●報告事項 ①ごみ処理及び生活排水処理の現状について ②ごみの組成調査について
令和6年12月12日	第2回審議会 ●議 事 ①里庄町一般廃棄物処理基本計画（素案）について ②今後のスケジュールについて ③その他
令和7年1月20日 ～2月10日	（パブリックコメント） ・一般廃棄物処理基本計画改訂（案）に対する意見募集：1件
令和7年3月17日	第3回審議会 ●議 事 ①里庄町一般廃棄物処理基本計画（案）に対する 意見募集（パブリックコメント）の内容と町の対応 について ②里庄町一般廃棄物処理基本計画の答申（案） について
令和7年3月17日	答申

【里庄町廃棄物減量等推進審議会委員名簿（答申時点）】

No.	区 分		所 属	役 職	氏 名	備 考
1	1号	学識経験者	岡山大学 学術研究院環境 生命自然科学学域	准教授	松井 康弘	会 長
2	2号	町 民	里庄町 環境衛生協議会	委員	妹尾 睦夫	
3	2号	町 民	里庄町 環境衛生協議会	委員	大室 万利子	
4	2号	町 民	里庄町 環境衛生協議会	委員	藤原 勇	
5	3号	事業者	浅口商工会 里庄支所	会長	赤木 正登	
6	4号	関係団体	里庄町 環境衛生協議会	会長	佐藤 泰徳	
7	4号	関係団体	里庄町椿生活交流 グループ	代表	神原 公子	
8	4号	関係団体	里庄町婦人会	会長	山田 恵津子	
9	4号	関係団体	有限会社 浅口清掃センター	代表取締役	乗藤 昭範	
10	6号	町議会委員	里庄町議会	総務文教委 員会委員長	平野 敏弘	副会長

（敬称略）

※任期：令和6年9月24日～令和8年9月23日（2年間）

【 諮問書（写） 】

令和6年9月24日

里庄町廃棄物減量等推進審議会長 殿

里庄町長 加 藤 泰 久



諮 問 書

里庄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成7年里庄町条例第7号）第8条及び里庄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成26年里庄町規則第3号）第2条の規定に基づき、ご審議いただきたい次の事項について諮問します。

記

1 諮問事項

里庄町一般廃棄物処理基本計画の改訂について

2 諮問の主旨

本町は現計画を令和2年3月に策定し、本町における適正なごみ処理や生活排水処理を推進してきました。令和6年度は、計画策定から5年が経過することから、施策の実施状況や数値目標の達成状況、廃棄物行政を取り巻く社会情勢を踏まえて、計画を見直すことといたしました。

つきましては、町民、事業者、町との協働のもと循環社会の形成に向けて、一般廃棄物の処理に関する施策を総合的・計画的に推進するため、計画を改訂するにあたって新たな数値目標、施策展開の方向性等の事項に関するご意見をいただきたく諮問するものです。

【 答申書（写） 】

令和7年3月17日

里庄町長 加 藤 泰 久 様

里庄町廃棄物減量等推進審議会

会 長 松 井 康 弘

里庄町一般廃棄物処理基本計画の改訂について（ 答 申 ）

令和6年9月24日付けで本審議会に諮問のあった一般廃棄物処理基本計画の改訂について、慎重に審議を行った結果、別冊のとおりとすることが「適当」との結論を得たので答申する。

記

- 1 別添「里庄町一般廃棄物処理基本計画」（以下「基本計画」という。）の内容は、今後の里庄町における廃棄物の減量及び処理に係る方向性などを定めるものとして妥当なものである。
- 2 また、本基本計画に設定した目標値の達成度や施策の進捗状況を公表し、定期的に検証・評価を行うとともに、必要に応じて施策の見直しを図られたい。

里庄町廃棄物減量等推進審議会公開要領

（趣旨）

第1条 この要領は、里庄町廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 審議会は、原則公開とする。ただし、出席委員の過半数が必要と認めたときは、公開しないことができる。

（傍聴人の定員）

第3条 傍聴に関して特に定員は定めない。ただし、審議会の会長（以下「会長」という。）が、議事の進行に支障があると認めたときは、傍聴を制限することができる。

（傍聴の手続き）

第4条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、会議当日に所定の場所で、住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。ただし、報道関係者についてはこの限りではない。

2 前項の場合において、審議会は、個人情報保護の観点から傍聴人受付簿の適正な取扱いに努めるものとする。

（傍聴人の遵守事項）

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- （1） 会議における議事等に対し、拍手その他の方法により、公然と可否等を表明しないこと。
- （2） 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し、または録音等をしないこと。ただし、特に会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- （3） その他会議の秩序を乱し、または議事等の進行の妨害となるような行為をしないこと。

（係員の指示）

第6条 傍聴人は、すべて審議会の係員の指示に従わなければならない。

（違反者に対する措置）

第7条 傍聴人等が、この要領に定めることに違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人等を退場させることができる。

（会議録の公開）

第8条 審議会の会議録は、会議の内容を記した要点筆記とする。

2 会議録は、原則公開とする。ただし、第2条第1項の規定により、会議を非公開とした場合にあっては非公開とするが、会議を非公開とした場合にあって、審議会が特に必要と認める会議録の部分は、これを公開することができる。

（その他）

第9条 この要領に定めのない事項が生じたときは、その都度、会長が審議会に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、平成26年8月22日から施行する。

関係法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（抜粋）

（廃棄物減量等推進審議会）

第5条の7 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

（一般廃棄物処理計画）

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）（抜粋）

（一般廃棄物処理計画）

第1条の3 法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、同条第2項各号に掲げる事項を定めるものとする。

里庄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 7 年里庄町条例第 7 号）（抜粋）

（廃棄物減量等推進審議会）

第8条 法第5条の7の規定に基づき、一般廃棄物の減量及び再利用の推進等に関する事項を審議するため、里庄町廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置くことができる。

2 審議会は、一般廃棄物の減量及び再利用について、町長の諮問に依拠して審議し、町長に答申する。

3 前各号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（一般廃棄物処理計画）

第9条 町長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めたときは、規則で定めるところにより、これを公示するものとする。一般廃棄物処理基本計画を変更したときも、同様とする。

2 一般廃棄物処理基本計画は、法第6条第2項第1号から第5号までの事項を定めるものとする。

里庄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成 26 年里庄町規則第 3 号）（抜粋）

（廃棄物減量等推進審議会）

第2条 条令第8条に規定する廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）は、町長の諮問に応じて次に掲げる事項について、調査、研究及び審議し、町長に答申するものとする。

- （1）一般廃棄物の処理の基本方針に関する事項
- （2）一般廃棄物の減量及び再利用の推進に関する事項
- （3）一般廃棄物の適正処理の推進に関する事項
- （4）前3号に掲げるもののほか一般廃棄物の処理に関して町長が必要と認める事項

（審議会の組織）

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- （1）学識経験者
- （2）町民
- （3）事業者
- （4）関係団体の代表者
- （5）関係行政機関の職員
- （6）町議会議員
- （7）町職員
- （8）前各号に定めるもののほか町長が必要と認める者

（任期）

第4条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、公職にあることにより委嘱された委員の任期は、その公職にある期間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。ただし、最初に開かれる審議会及び会長が就任するまでの間に開催される審議会については、町長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

（秘密の保持）

第7条 委員及び前条第4項の規定により審議会に出席した関係者は、会議において知り得た事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、町民課において行う。

（審議会の運営）

第9条 第2条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（一般廃棄物処理基本計画）

第10条 条例第9条に規定する一般廃棄物処理基本計画の策定及び変更に当たっては、あらかじめ審議会の意見を聞くものとする。

2. 用語集



1. 一般廃棄物と産業廃棄物

一般廃棄物は、「廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）」において、産業廃棄物以外のものと定義されており、家庭において生活を営む上で排出されるごみ「家庭系一般廃棄物」と事業所から排出される産業廃棄物以外の「事業系一般廃棄物」です。なお、以前、家電製品などでも広く使われていたポリ塩化ビフェニル（PCB）など、産業廃棄物以外であっても環境や人体への影響が特に問題視されるものについては、「特別管理一般廃棄物」として一般廃棄物とは区別しています。

（産業廃棄物）

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1)燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	(2)汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイドかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	(3)廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	(4)廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	(5)廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	(6)廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	(7)ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8)金属くず	鉄鋼、非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	(9)ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず	廃ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	(10)鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	(11)がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12)ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13)紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築または除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14)木くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、木材または木製品製造業(家具製品製造業)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等 貨物の流通のために使用したパレット等
	(15)繊維くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16)動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
	(17)動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18)動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19)動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	(20)以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの(例えばコンクリート固形化物)	

（一般廃棄物） 上記以外のもの

2. 家庭系ごみと事業系ごみ

家庭系ごみとは、日常生活を送る中で排出される生ごみや紙くす等の可燃ごみや不燃ごみ、びん類・かん類・古紙類などの資源等で、家庭で発生・排出されるごみです。

一方で、店舗・会社・工場・事務所などの営利を目的とする事業所、さらに、病院・学校・官公署など広く公共サービス等を行っているところも含め、こうした事業所等において、事業活動に伴って生じた廃棄物を事業系廃棄物（事業系ごみ）といい、一般廃棄物と産業廃棄物に大別されます。そのうち、産業廃棄物以外のごみを、事業系一般廃棄物としています。

3. 感染性廃棄物

感染性廃棄物とは、「人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物」であり、これらの処理については、廃棄物処理法の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）により特別管理廃棄物と規定されています。

発生した感染性廃棄物は、通常的一般廃棄物や産業廃棄物とは分離し、密閉容器等に保管し、容器にバイオハザードマークを表示します。また、運搬や処理処分についても感染性廃棄物の許可をもった業者により、厳重な管理のもと処理することが必要です。

4. 温室効果ガス

温室効果ガスとは、大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称で、二酸化炭素、メタン等が該当します。

5. 化石燃料

化石燃料は、地質時代にかけて堆積した動植物などの死骸が地中に堆積し、長い年月をかけて地圧・地熱などにより変成されてできた、言わば化石となった有機物のうち、燃料として用いられるものの総称です。

現在使われている主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがあります。これらの燃料は燃やすと二酸化炭素（CO₂）や硫黄酸化物（SO₂）などを発生し、地球温暖化や大気汚染による酸性雨、呼吸器疾患などの公害を引き起こす要因となっています。

6. 合併処理浄化槽と単独処理浄化槽

浄化槽（じょうかそう）とは、トイレ排水と併せて台所やお風呂の排水（生活に伴い発生する污水）を処理する機器です。これまでは、「合併処理浄化槽」としていましたが、平成 13 年度の法改正により「浄化槽」と呼ぶこととなりました。BOD 除去率 90%以上、放流水の BOD 濃度 20mg/L 以下であることが定められています。

なお、本計画では、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽と呼んでいます。

現在は製造されていません。そのため、「浄化槽とみなす」として『みなし浄化槽』とも呼ばれています。

7. マテリアルリサイクル

ごみを原料として再利用することを「材料リサイクル」（マテリアルリサイクル）と呼びます。具体的には、飲料缶を回収して土木資材に再生する等です。

8. 在宅医療

在宅医療は、広義には病院外で行う医療全般をさします。たとえば病院で処方してもらった薬を自宅で飲んだり、注射薬を使用しつつ職場に通ったりするなど、社会生活を行いながら自宅で行う医療です。在宅医療は外来通院医療、入院医療に次ぐ「第三の医療」とも言われ、今後ますます増加・多様化すると考えられています

9. 集団資源回収

集団資源回収は、子ども会などが家庭を回り新聞や雑誌を集め、これを業者に引き渡すことで資源化しています。こうした取り組みは、日本固有であり、地域で活動するため、コミュニティの醸成や資源回収量の増加に寄与するものと期待されています。

10. 焼却残渣（主灰・固化飛灰）

ごみを焼却処理した後に残るもので、可燃物の灰分と未燃分（燃え残り）からなります。燃やせるごみに金属やガラス等が混入すると、未燃分（燃え残り）となり、焼却炉内での詰まり等により設備を損傷してしまいます。

焼却炉下部のストーカー（火格子）より排出される焼却残渣を主灰といい、焼却に伴い発生する排ガス中に混入する微細な灰を飛灰といいます。飛灰は、集じん器で捕集して排ガス中から除じんされたのち、セメントや薬剤により処理されます。処理された飛灰を、固化飛灰といいます。

11. 生物化学的酸素要求量（BOD）と化学的酸素要求量（COD）

生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）と化学的酸素要求量（Chemical Oxygen Demand）は、水中の被酸化性物質を、酸化するために必要とする酸素量で表したものです。CODは有機物と無機物、両方の要求酸素量であるのに対し、BODは生物分解性有機物のみの酸素要求量です。なお、いずれも値が大きいほど、その水質は悪いといえます。

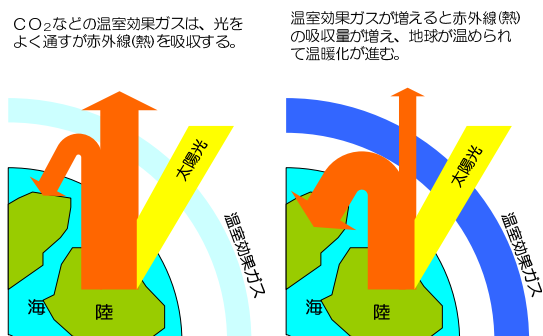
12. 単純推計値

過去の実績を基にトレンド法を用いて予測した推計値のことです。

13. 地球温暖化

地球温暖化は、温室効果ガスの排出量が増加することで進行していると言われています。全世界で排出される温室効果ガスのうち、二酸化炭素が大部分を占めており、人間の活動に伴う化石燃料の消費、森林破壊などの土地利用の変化が、大気中の二酸化炭素濃度を増加させつつあります。

大気中の二酸化炭素濃度の増加の 75% 以上が化石燃料の消費やセメント生産によるものです。



14. 中間処理と最終処分

中間処理は、集められたごみを焼却、選別、破碎などの処理を行うことです。過去のごみ処理は、単純に容積を小さくするための焼却処理や破碎処理が行われてきましたが、現在では、素材ごとに選別回収したり、不純物を除去するなども行われています。また、焼却処理では、発生する熱を回収利用する取り組みも行われています。

最終処分は、廃棄物処理法において、「埋立処分」、「海洋投棄処分」または「再生」のことを言いますが、本計画では、「最終処分場に埋立処分すること」、としています。

最終処分先である最終処分場は、ガラス類など不燃物のみを埋立処分できる「安定型処分場」、有機物等が含まれるごみを埋立処分する「管理型処分場」、さらに、有害なごみを埋立処分する「遮断型処分場」があります。

15. 中間処理による減量

脱水、焼却等によって減少した量（処理量－残渣量）です。

16. 低希釈二段活性汚泥処理方式

低希釈二段活性汚泥処理方式は、し尿処理施設における処理水中の窒素除去をメインとした処理方式の一つで、昭和 54 年に採用されました。その特徴は、標準的なし尿処理（20 倍希釈）の 1 / 2 の希釈倍率で処理できること、脱窒素処理を二段階で行うなど、し尿中の成分が多少変動しても安定した処理水が得られること、し尿中の BOD を利用して脱窒素処理を行うため、薬品が不要で経済的であることとされます。

17. BDF（Bio Diesel Fuel）

バイオディーゼル燃料といい、菜種油など植物性油脂などを加工したディーゼルエンジン用燃料の総称です。廃棄物分野では、廃食油用油を回収して BDF に再生しています。再生した BDF は、ごみ収集車やバスの燃料の一部として利用されており、化石燃料である軽油の使用量を削減できることから、温室効果ガスの削減にも寄与します。